

随意契約結果表

担当課名	教育総務課		
案件名	中古マイクロバス		
案件の概要	本庄小学校児童送迎用として使用する中古マイクロバスの購入契約		
随意契約の種類	単独随意契約		
契約年月日	令和7年9月18日	契約の相手方	神姫商工(株)三田工場
契約金額	9,407,094円 (うち消費税相当額 8,551,904円)		
契約期間	契約を行った日 ~ 令和8年3月6日まで		
随意契約とした理由	<p>本庄小学校の児童が通学で使用する路線バス(幡尻線)が令和8年3月末で休止(廃止)されることとなったため、児童の通学手段の確保としてスクールバスにより対応することとなった。</p> <p>車両については、今後のさらなるバス路線休止(廃止)や学校統廃合に伴うスクールバスの増加が見込まれることもあり、スクールバス確保の多様化を図るうえでも新車だけでなく中古車も活用する方針とし、検討した結果、今回は中古車を選定した。</p> <p>中古車両は新車と違い、物流の動きが早く、価格変動も著しく、また、1台1台の状態が異なるため、入札期間の確保や公正な価格比較が困難であり、競争入札に適しないものである。</p> <p>中古マイクロバスの取り扱い及び架装等や車検整備ができる業者である神姫商工(株)三田工場より仕様及び予算額等の条件を満たす車両の提案があったことから地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利なもの)により神姫商工(株)三田工場と単独随意契約を締結する。</p>		
随意契約とした法令根拠	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。</p> <p>(競争入札に付することが不利なもの)</p>		